

【児童手当認定請求書記入例】

①

提出される日をご記入ください。
請求者でない方がお持ちになる場合は、委任状等の代理権が確認できるものをお持ちください。

②

原則、父母のいずれかで、恒常的に所得の高い方が請求者となります。所得に差がない場合は以下のことも考慮されます。
○どちらの健康保険の扶養に入っているか。
○どちらの税法上の扶養親族とされているか。

⑤

例として、提出する日が令和2年6月から令和3年5月の場合は、令和元年1月1日時点の住所を記入、令和3年6月から令和4年5月の場合は、令和3年1月1日時点の住所を記入して下さい。

⑦

健康保険証をご確認ください。
カード式保険証などで、左上に「健康保険被保険者証」と記載されている場合は「社会保険」にチェックしてください。
名古屋市国民健康保険以外で、名称に「国民健康保険」が含まれている場合は「その他の国民健康保険」にチェックし、年金手帳などで加入されている年金の種類をご確認いただき、厚生年金又は国民年金のいずれかに○をお願いします。
確認のため、請求者の健康保険証をお持ちください。郵送の場合は、コピーの同封をお願いします。
※健康保険被保険者のコピーを同封する場合は、必ず被保険者等の記号・番号が写らないように隠してコピーを取ってください。

⑧

配偶者（請求者の妻又は夫）の状況について、チェック及び必要事項の記入をお願いします。

⑨

口座名義人は請求者本人名義に限りません。配偶者や子ども名義の口座などは指定できません。
確認のため、通帳又はキャッシュカードをお持ちください。郵送の場合は、コピーの同封をお願いします。

⑩

手当の対象となる子どもは中学校卒業前の子どものみですが、18歳までの子どもの人数によって手当月額が変動することがありますので、**18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子どもについて、記入及び必要箇所**にチェックをお願いします。
住民票の住所と実居住地が相違する場合は、その実態に合わせてご記入ください。

③

12桁の個人番号をご記入ください。
本人確認（番号確認と身元確認）のため、請求者の個人番号カードと運転免許証等をお持ちください。郵送の場合は、コピーの同封をお願いします。

④

携帯電話番号は、昼間、連絡を取ることができる方の番号をお願いします。

⑥

所得の高い方を判断するため、記入していただくものです。
源泉徴収票や、確定申告などの書類を参考に、税控除後のおよその所得額をご記入ください。

児童手当 認定請求書 (特例給付)

1 先) 名古屋市 関係書類を添付し、下記のとおり認定請求します。この認定請求について必要な場合は、名古屋市において、私及び同居する又は生計を同じくする者の課税資料等を提出し、提出した内容に同意します。

2 氏名 **名古屋 太郎**

3 生年月日 **昭和 52 年 4 月 2 日**

4 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

5 電話番号 **052-111-2222**

6 収入 **約 330 万円**

7 社会保険 ☒ 社会保険 ☐ 名古屋市国民健康保険 ☐ 私学共済 ☐ その他(国民健康保険) ☐ 生活保護 ☐ その他()

8 勤務先 **名古屋商事** 電話 **052-758-4402**

9 勤務先 ☒ 請求者本人 ☐ その他()

10 配偶者 ☒ 同居(市内) ☐ 別居(市内) ☐ 別居(国外) ☐ いない(離婚を含む)

11 配偶者の生年月日 **昭和 50 年 1 月 1 日**

12 配偶者の職業 ☒ 自営業、会社員等 ☐ 公務員 ☐ 無職

13 口座名義人 **名古屋 太郎**

14 口座番号 **1234567**

15 18歳に達した後、最初の3月31日を迎えていない年齢までの子どもをご記入ください。

氏名	続柄	生年月日	同居・別居・海外留学の別	監督・保護の有無	生計関係	保育所や学校、入所施設等の名称
名古屋 一郎	子	H 16. 11. 12	☒ 同居 ☐ 海外留学 ☐ 別居	☒ 有 ☐ 無	☒ 同一 ☐ 維持	名古屋高校
名古屋 次郎	子	H 21. 9. 9	☒ 同居 ☐ 海外留学 ☐ 別居	☒ 有 ☐ 無	☒ 同一 ☐ 維持	▲▲小学校
名古屋 三郎	子	R 3. 4. 18	☒ 同居 ☐ 海外留学 ☐ 別居	☒ 有 ☐ 無	☒ 同一 ☐ 維持	

16 子どもの別居理由 ☒ 別居理由 ☐ 具体的養育状況

17 次郎は学校の都合により、上記の住所において、母とともに暮らしています。しかし、毎日電話したり、休日には会いに行ったりするなど子どものコミュニケーションは取れており、また、学費や生活費などについても請求者である私が大半を支払っています。

※本欄の枠内のみ記入してください。

⑪

子どもが通っている**保育所や学校等の名称、施設に入所している場合は施設名称**をご記入ください。

⑫

子どもと別居している方は、記入例を参考に、具体的に別居の理由や養育状況をご記入ください。
子どもが海外留学中の場合は、厚生労働省が定める各種要件に該当する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【言葉の解説】

○監督・保護の有無とは？

子どもの日常生活の面倒を見ている場合は、監督・保護の有無は「有」となります。

子どもと別居していても、頻繁に連絡を取り合うなど、常に子どもを気にかけていて、子どもとの関係も良好であれば、監督・保護の有無は「有」となります。

○生計関係の「同一」と「維持」の違いは？

父母が子どもと同居し、共に生活をしていれば原則「同一」となります。父母が別居している場合でも、生計を「維持」している場合は「同一」とみなすものとされています。
なお、父母が共に生計の「同一」に該当する場合は、生計を維持する程度が高い方（生計中心者）に受給していただくことになります。

生計の「維持」は生計費の大半を支出していることを指し、父母がいない場合に父母以外の方が手当を受給するには、父母が海外に居住している場合を除き、原則として生計を「維持」している必要があります。